



JABLAS NEWS

発行日 2020. 1. 1



目 次

信頼が応援と期待を生む.....	一般社団法人 RMA 理事 宮川 雅明	2
ラボ訪問 (ソニーグローバルマニュファクチャリング & オペレーションズ株式会社様).....	一般社団法人 RMA 事務局長 田中 隆	3
連載 <最終回> ~弁護士先生のコラム~		
インターネット上での名誉棄損.....	弁護士法人かながわパブリック法律事務所 北川 靖之 先生	5
連載 国際規格 ISO 15189 とは何か		
④ ISO/TC212 と WG2 の活動状況.....	一般社団法人 RMA 理事・ ISO/TC212 国内検討委員会委員 関 顯	7
見学会報告 (第 30 回 株式会社江東微生物研究所中央研究所つくば様)		10
書面審議の結果及び RMA セミナー会員制度のご案内.....	一般社団法人 RMA 代表理事・JABLAS 会会長 井口 新一	11
事務局だより.....		13



信頼が応援と期待を生む

一般社団法人 RMA 理事

英国国立ウェールズ大学トリニティセントデイビッド (UWTSD) 大学院特定教授

経営コンサルティング会社代表取締役

宮川雅明

2018 年、エデルマン・トラスト・バロメーターが発表された。未来の変化の根底にある 2 つの調整要因 (moderator) は「信頼」と「プライバシー」だという。

一般社団法人 RMA のコア value は信頼性マーケティングである。これからの社会経済は信頼性が中心価値になると想定したものである。偶然ではあるがトラスト・バロメーターのキーワードと一致したことで、いつものことであるが、勝手な確証を得た。

今ニュースといえば参議院選挙と日韓関係である。VUCA (注) の時代と予測され、その通りになっている。世界の潮流として SDGs (17 の取り組み) や GRC (ガバナンス、リスク、コンプライアンス) という用語があるが、複数の要素がセットになること自体、世情が複雑化しているように思える。

世界的には安全保障、関税、M&A、格差が絡み合っている。また、ブロックチェーンをベースに仮想通貨は国境を越え決済通貨として認知されつつある。昨年、マイクロソフトによるギトハブ買収で話題になったがオープンソース、オープンイノベーションの世界 (新たなコミュニティ) は成長を続けている。一見バラバラなことをいっているようであるが、これが「信頼」というキーワードに集約される。

エデルマン・トラスト・バロメーターでは国家、機関そして制度に対する信頼が低下していることを指摘しており、それが未来を変えていくと予測している。日本でいえば、度重なる品質不良やデータ改ざんなどにより所謂日本株式会社への信頼は国際的にも大きく低下している。世界的に、2008 年のリーマンショック以降、欧米 6 大手銀行による外国為替レートの不正操作、データハッキング、中国共産党収賄取り締まり、移民受け入れ制限や拒否、そして関税戦争などあらゆる制度や機関の

信頼度が低下している。ちなみに、リーダーシップ論では社会が不安になるとカリスマ的リーダーが現れるとされる。

世の中が不安になると何が起こるかという、人は新たな枠組み、信頼できる枠組みを欲することになる。ネットの世界では国家の枠を超え新たなコミュニティが出来つつある。オープンソースは技術者の社会を構成している。

では信頼に求められるものは何だろう。信用ではない。信用は過去に対するもので信頼は未来に対する感性だ。“当社の製品やサービスは信頼できます、安心です。”ということではない。モノや技術仕様ではなく、見た目のサービスでもない。その根底にある思想や行動様式を生み出している普遍的価値が鍵である。何故高価でもアップル製品を買うかという、ジョブスが好きだから、という要素が入っているのではないだろうか。ジョブスのスタイルや way に共感しているのである。かつてその世界的な役はソニーであった。仮に日本が世界に対して信頼を取り戻すとすれば、その鍵はイノベーションにある。生活様式を斬新に変え、新たな経験や可能性を生み出し続けることにある。その根底にある普遍的な独創性や価値が好かれるものであれば、多少の失敗も応援と次への期待に変わるだろう。信頼というのはそういうものではないか。

(注) Volatility (不安定さ)、Uncertainty (不確実さ)、Complexity (複雑さ)、Ambiguity (曖昧さ) ボブ・ヨハンセン「未来を創るリーダー 10 のスキル」

ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ 株式会社 訪問記

一般社団法人 RMA
田中 隆 記

訪問日：2019年11月25日

所在地：千葉県木更津市潮見8-4木更津サイト

面談者：設計技術部門EMC/RFコンプライアンス技術部

岐部 勇人 担当部長

山田 貴志 統括課長

“ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ”って？

JR木更津駅からタクシーで約10分のところに、ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社がある。東京駅や品川駅からアクアラインバスで約1時間木更津駅に到着する。本社のある品川とは、バス1本で繋がる立地条件のところに、“マニュファクチャリング&オペレーションズ（ものづくりサービス）”の拠点がある。

認定されたLABとしての機能は、EMCやRF、SARの試験にあるが、それに満足しているわけではない。測定した値をどう“ものづくり”に活かしていくかを問題としている。“ものづくり”には、“もの”に対するパッション・アイデア、それを形にするデザイン・設計、更に市場に出すための量産技術の開発が一气通貫に求めら

れる。それをグローバルに提供することをミッションとしていることが、長い名称に込められた想いであろう。木更津サイトは、“ものづくりサービス”のグローバル展開拠点の一つである。SONYの主力商品プレイステーションやFeliCa ICカードの生産工場に技術部隊の建屋が併設され、見事に想いが具現化している。



Photo 1-1：木更津サイトの建屋全景



Photo 1-2：EMC/RF 設備建屋全景

“ものづくり”の核としてのEMC/無線試験所

EMC/RFコンプライアンス技術部ではEMCの技術、スキルを客観的に証明するiNARTE EMC資格の取得を推奨しており、現在27名の有資格者がEMCの業務に携わっている。アメリカのA2LAからISO/IEC 17025によるEMC、無線の試験所認定を取得している。設備としては、10m電波暗室をはじめとして、SARも含めた一連の無線試験用設備が揃っている。認証

に必要なEMC/無線試験はすべて対応が可能である。これら設備は、顧客みずから利用することができる“試験設備貸出しサービス”も用意されている。開発品の電磁波特性を測定し、規格適合の対策を立て、設計にフィードバックしていく。これら一連の開発プロセスに対応して、“ものづくりサービス”が、外部に対しても提供されているのである。素人から見れば、ここに来れば、商品のアイデアさえあれば、ものができてしまうじゃないか、と単純に思ってしまう。そうか、一番大事なのは、どういう商品が必要とされているのかを思い描くことであり、後はここに相談に来ればいいのか。



Photo 2 : 無線用電波暗室
(アンテナ特性、感度特性、通信速度他)



Photo 3 : SAR試験設備

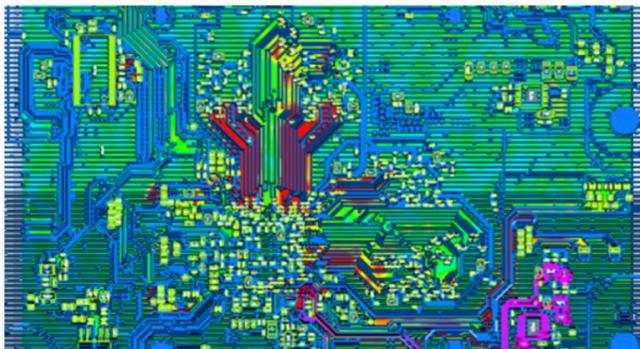


Photo 4 : 規格適合対策支援サービス
(シミュレーションによる基板上の電流分布の可視化)

“明日に架ける商品”を夢見る人が来るところ

昔は商品を作るのに試験設備や測定装置は自前で、また、設計や量産化のノウハウも自ら生み出したものに根ざっていた。ここに来て、その考えは一掃された。大事なのは、どうい商品を作りたいのかのアイデアであることを思い知った。伸びやかな想像力を持つ人にとっては、素晴らしい場所である。法令に適合するために必要な試験設備が揃い、課題に対応してくれる設計サービスがあり、市場に出すための品質評価、量産化の問題に対する支援もある。まずは、来て見て話す。ベンチャーを夢見る人の聖地と言えようか。

ラボラトリー訪問の帰路、Appleのスティーブ・ジョブズが頭に浮かんだ。彼はSONYが好きで、尊敬していたものね。なるほど。

以上

ソニーグローバルマニュファクチャリング &
オペレーションズ株式会社様

見学会

2020年2月28日(金)

開催です！

お申し込みをお待ちしております。

《連載》～弁護士先生のコラム～ <最終回>

「インターネット上での名誉棄損」

弁護士法人かながわパブリック法律事務所

弁護士 北川靖之

（インターネット上の名誉棄損の特報）

インターネットの進化により、個人が情報発信をすることが容易になりました。従前、新聞社、放送会社などがメディアを独占していた状況が崩れたのです。

インターネット社会では、誰もが容易に名誉棄損の加害者となり、被害者となりえます。さらに、ネット上での名誉棄損の被害は、放送メディア、出版メディア上での被害よりも、より深刻です。理由は、大きく分けて、三つあります。

まず、名誉棄損情報へのアクセスが、従前のメディアと比較して、極めて容易になりました。コンピューターを操作し、検索することで、時を選ばず、場所の移動を要せず、容易に情報にアクセスすることが可能になったからです。

次に、情報が閲覧可能な状態が、長期間継続するようになりました。放送による情報は、録画・録音などしない限り、再現性がありません。紙媒体は、店頭に並ぶ期間が比較的短く、長期的にみても紙は劣化しやすい情報媒体です。一方、ネット上のデジタル情報は、劣化せず、スペースも取らないため、長期間サーバー上に残り続けます。

さらに、それらの情報の複製が、極めて容易であるというのも特徴です。これは、一度ネット上に出てしまった情報を根絶することは、ほとんど不可能であることを意味しています。

（名誉棄損の意義）

次に、名誉棄損の意義について、説明します。これは、インターネット上の書き込みに限りません。

他人の表現行為により毀損されうる「名誉」は、外部的名誉と名誉感情に分けられるといわれています。前者は人格的価値に対する社会的評価、後者は人格的価値に対する自己評価、自尊心と考えるとわかりやすいでしょう。

（刑法上の名誉棄損）

刑法 230 条は、公然と事実を適示して、人の名誉を棄損したのに対して、3 年以下の懲役・禁固、50 万円以下の罰金を規定しています。窃盗罪や、傷害罪に比べれば、軽い罪といってよいでしょう。

ところで、名誉棄損の処罰は、一方で、表現の自由に対する制約となります。表現の自由は、民主主義が正常に機能するための前提となる重要な人権です。それゆえ、他の人権よりも、優越するといわれており、その制約には慎重にならないといけません。

そこで、刑法 230 条の 2 は、他人の名誉を棄損した場合でも、①事実の公共性、②目的の公益性、③事実の真実性がある場合には、名誉棄損罪は成立しないと規定しています。

ここでは、③事実の真実性だけでは、名誉棄損罪の成立は否定されないことに注目してください。「だって、本当のことでしょう？」ということだけで、他人の名誉を侵害することは許されないのです。

また、名誉棄損罪は、故意犯と呼ばれる累計の犯罪です。過失で名誉を棄損した場合でも、罪にはなりません。そして、上記①②が認められ、事実が真実であると誤審することについて相当の理由がある場合には、故意がないものとして、名誉棄損罪は不成立となります。

（民事上の名誉棄損）

これに対して、民事上の名誉棄損は、過失でも成立します。ただし、刑法 230 条の 2 の趣旨を敷衍し、前述の①②③が認められる場合には、判例上、民事上の責任も負わないことになっています。

（名誉棄損に対する救済手段）

他人の表現行為により、事故の名誉を棄損されたものは、表現行為者に対して、不法行為に基づく損害賠償を請求することができます。この請求は、民法 709 条に依拠します。

さらに、人格権を根拠として、表現行為の削除を要求することが可能です。この請求は、特別な根拠法がないため、憲法 13 条を根拠として、裁判所に申し立てます。

さらに、削除するだけでなく、名誉回復措置を求めることも可能です。表現行為の削除により、将来の名誉棄損はなくなります。一方、名誉回復措置は、過去の表現行為により既存した名誉を回復することを目的としています。

名誉回復措置としては、謝罪広告の掲載、反論文の掲載なども考えられますが、通常、過去の記事等の取り消し、訂正のみを命じる裁判例が多いといえます。

謝罪広告などは、思想・良心の自由（憲法 19 条）との関係でも、問題が多いからです。その意味では、訂正広告であっても、思想・良心の自由の制約であることは否めません。

したがって、訂正広告であっても、名誉棄損に対しては、金銭賠償が原則、名誉回復措置は例外といわれています。

（事前差し止め）

では、名誉棄損が行われることを事前に察知した場合、名誉棄損行為を事前に差し止めることができるでしょうか。

実は、事前差し止めは、事後の削除処分、訂正命令と比較して、表現の自由に対する制約の度合いが強いといわれています。どのような表現行為が差し止められたかを、市民が事後的にチェックすることができないからです。

先ほど述べた通り、民主主義社会において、表現の自由は優越的地位を有しています。事前差し止めは、かなり例外的な場合にのみ、認められるといってよいでしょう。

約 4 年間にわたり掲載させていただきました「弁護士先生のコラム」は、今回で最終回となります。北川先生のコラムは毎号とても勉強になりました。また、先生には「法務講演会」でも大変お世話になりました。

北川先生、執筆や講演にあたり貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。

《連載》 国際規格 ISO 15189 とは何か

④ ISO/TC212とWG2の活動状況

RAM理事・ISO/TC212国内検討委員会委員

関 顯

1. ISO/TC212/WG3の活動

WG3は、In vitro diagnostics products（体外診断用製品）に関する規格をスコープとしている。コンビーナはKaren Roberts氏（米国）が務め、メンバーは、IVD関係企業とFDAなどの規制当局、リエゾンのMedTech Europe、WHOで構成されている約25か国から専門委員110名で構成されている。従来、WG3は、欧米各国の委員が大半を占めていたが、最近では、アジア、アフリカ、北欧など世界各国からの参加国が増加している。

WG3の活動は、糖尿病管理における自己測定のための血糖モニターシステム、経口抗凝固薬治療の自己測定のための体外モニターシステムなどにIVD企業が開発、製造している機器、製品に関する国際規格の作成・改訂を担当している（表）。

2. ISO/TC212国内検討委員会WG3の活動

ISO/TC212国内検討委員会WG3は、日本臨床検査医学会、日本分析工業会、日本臨床検査薬協会、日本医療機器産業連合会から委嘱された委員で構成されている。ISO/TC212中央事務局から依頼がある審議文書について国内検討委員会はWG3に意見徴収を行い、その結果に基づく意見をISO/TC212中央事務局に提出するとともに文書承認に関する投票を行う。

審議規格内容によっては、国内検討委員会が任命したエキスパート（その分野の技術専門家として規格案作成に寄与する）を招集して日本の意見を審議中の国際規格に反映させる。現在、ISO 17593の改訂のために2名のエキスパートを任命して作業に当たっている。さらに国内検討委員会委員は国

際会議（総会・WG会議）に出席して日本の立場で意見交換することも役目としている。

3. ISO 15189の改訂

ISOおよびIECにおける国際規格の制定プロセスの詳細は「ISO/IEC専門業務用指針」に規定されている。国際規格は新業務提案（NP）、作業原案（WD）、委員会段階（CD）、国際規格案（DIS）、最終国際規格案（FDIS）の各段階でWGメンバーまたはPメンバーにより規格文書内容が審議され、最後に国際規格（IS）として発行される。

2019年11月にメキシコで開催された第24回ISO/TC212メキシコシティ総会・WG会議（写真）では、3つのプロジェクト・チーム（一般・構造・マネジメント、要員・装置、検査前・検査・品質・検査後）に分かれ、Pメンバー（現在46か国）から寄せられたISO WD 15189に対する88ページにわたる意見を審議した。

今後、広くWG1内でのコンセンサスでWDを決定する。その後、Pメンバーの意見を集約して2020年2月早々にはISO CD 15189案のCD投票が実施され、2022年の国際規格（IS）発行を目指す予定である。

表 ISO/TC212/WG3, In vitro diagnostic productsで審議済または審議中の項目

文書番号	英語規格名称	ISO/TC212国内検討委員会 推奨名称
ISO 15197:2013 (Ed. 2)	In vitro diagnostic test systems -- Requirements for blood-glucose monitoring systems for self-testing in managing diabetes mellitus	体外診断検査システム--糖尿病管理における自己測定のための血糖モニターシステムに対する要求事項
ISO 15198:2004 (Ed. 1)	Clinical laboratory medicine -- In vitro diagnostic medical devices -- Validation of user quality control procedures by the manufacturer	臨床検査医学--体外診断用医薬品・医療機器- -製造業者による使用者の品質管理手順の妥当性確認
ISO/TS 17518:2015 (Ed. 1)	Medical laboratories -- Reagents for staining biological material -- Guidance for users	臨床検査室--生物学材料染色に関する試薬-- ユーザに対するガイダンス (仮)
ISO 17593:2007 (Ed. 1)	Clinical laboratory testing and in vitro diagnostic test systems -- Requirements for in vitro monitoring systems for self-testing of oral anticoagulant therapy	検査及び体外診断検査システム--経口抗凝固薬治療の自己測定のための体外モニターシステムに関する要求事項
ISO/CD 17593 (Ed. 2)	Clinical laboratory testing and in vitro diagnostic test systems -- Requirements for in vitro monitoring systems for self-testing of oral anticoagulant therapy	臨床検査及び体外診断検査システム--経口抗凝固薬治療の自己測定のための体外モニターシステムに関する要求事項
ISO 18113-1:2009 (Ed. 1)	In vitro diagnostic medical devices -- Information supplied by the manufacturer (labelling) -- Part 1: Terms, definitions and general requirements	体外診断用医薬品・機器--製造業者により提供される情報 (ラベリング) --第一部：用語、定義と一般要求事項
ISO 18113-2:2009 (Ed. 1)	In vitro diagnostic medical devices -- Information supplied by the manufacturer (labelling) -- Part 2: In vitro diagnostic reagents for professional use	体外診断用医薬品・機器--製造業者により提供される情報 (ラベリング) -- 第二部：専門家の使用する体外診断用試薬
ISO 18113-3:2009 (Ed. 1)	In vitro diagnostic medical devices -- Information supplied by the manufacturer (labelling) -- Part 3: In vitro diagnostic instruments for professional use	体外診断用医薬品・機器--製造業者により提供される情報 (ラベリング) -- 第三部：専門家の使用する体外診断用装置
ISO 18113-4:2009 (Ed. 1)	In vitro diagnostic medical devices -- Information supplied by the manufacturer (labelling) -- Part 4: In vitro diagnostic reagents for self-testing	体外診断用医薬品・機器 -- 製造業者により提供される情報 (ラベリング) -- 第四部：自己測定用体外診断試薬

文書番号	英語規格名称	ISO/TC212国内検討委員会 推奨名称
ISO 18113-5:2009 (Ed. 1)	In vitro diagnostic medical devices -- Information supplied by the manufacturer (labelling) -- Part 5 : In vitro diagnostic instruments for self-testing	体外診断用医薬品・機器 – 製造業者により提供される情報（ラベリング） -- 第五部：自己測定用体外診断装置
ISO 19001:2013 (Ed. 2)	In vitro diagnostic medical devices -- Information supplied by the manufacturer with in vitro diagnostic reagents for staining in biology	体外診断用医薬品・機器 -- 生物学における体外診断用染色試薬に対して製造業者により提供される情報
ISO 20916:2019 (Ed. 1)	In vitro diagnostics medical devices -- Clinical performance studies using specimens from human subjects -- Good study practice	体外診断用医薬品・機器 -- ヒトからの検体を含む臨床性能研究 – 優良研究規範
ISO 23640:2011 (Ed. 1)	In vitro diagnostic medical devices -- Evaluation of stability of in vitro diagnostic reagents	体外診断用医薬品・機器 -- 体外診断用試薬の安定性の評価

Reunión Plenaria
ISO/TC 212



“Pruebas de Laboratorio clínico y sistemas de prueba de diagnóstico in vitro”



写真 第24回 ISO/TC212メキシコシティ総会・WG会議

参考資料：

・日本臨床検査標準協議会. 日本臨床検査標準協議会会誌34巻, 1号, 2019年.

第 30 回試験所見学会

株式会社江東微生物研究所 中央研究所つくば 様

11月15日(金)に第30回見学会を「株式会社江東微生物研究所中央研究所つくば」様で開催いたしました。

当日はとても気候が良く、つくばエクスプレス研究学園で下車し、サイエンス大通りをタクシーで10分ほどの所にありました。



株式会社江東微生物研究所 中央研究所つくばの全貌

玄関で靴を館内用の上履きに履き替え、会議室に向かいました。その際に独特な消毒液の匂いがしました。

始めに精度保証室チーフアドバイザーの吉田様より本日の見学会の流れのご説明をして頂き、その後白衣を着用して施設に移動しました。

まず初めに、検査棟1Fの検体を受付・仕分けする部門に案内していただきました。ここにはおおよそ50,000/1日、1都6県の検体が運ばれてくるそうです。検体にはすべてバーコードラベルが貼られ、人は検体に一切触れることはありません。次から次へと機械の中を検体が進み、分注しそれぞれの検査部署にラインで搬送されます。親検体は冷蔵庫・冷凍庫で一定期間保存をしています。



検体を分注する機械

検査棟のエレベーターにはボタンが2つあり、素手で触る用と手袋で触る用に分かれていました。

微生物学的検査室は前室が設置されドアが2重になっており、靴を履き替え、感染防止を徹底していました。ここには2,000/1日の検体が運ばれて、日々検査をしています。

色々な検査室を見学した最後に、一般的な検査をする検査室を見学しました。ここは、最初の検査棟1Fからエレベーターで検体が運ばれ生化学検査では5台の検査機で10,000~15,000/1日を検査しています。検査所は24時間稼働しているため、半数以上の方が夜勤との事です。そのため、半年に1回健康診断をし、しっかりとした健康管理がされています。



健康診断などで採血された検体がこの様に検査されていると思うと、とても身近に感じ良い経験が出来ました。

株式会社江東微生物研究所中央研究所つくばの皆様、本当にありがとうございました。心より感謝いたします。



今回の見学会にご参加頂いた皆様

事務局 吉田 基子 記

書面審議の結果及びRMAセミナー会員制度のご案内

一般社団法人RMA 代表理事
JABLAS会 会長
井口 新一

先日はご多忙にもかかわらず、JABLAS会審議総会の書面審議に対応していただき誠にありがとうございました。

11月5日に開始いたしましたJABLAS会審議総会書面審議につきまして次の通りご報告いたします。

【書面審議議案】

JABLAS創設来一定の成果をあげてきた「JABLAS会」を発展的に解消し、JABLAS会の主要な活動や役割並びに会員特典を継承する新たな仕組みとして「RMAセミナー会員制度」を導入する。

有効会員数：225

（法人会員：132、個人会員：93）

返信会員数：135

（法人会員：88、個人会員：47）

【総会成立要件の確認】

$135/225 = 0.600 \Rightarrow 60\%$ で規約にある「会員の過半数が参加」を満足し審議総会は成立

【書面審議結果】

法人議決権：3権/法人、個人議決権：1権/個人と規定されていることから投票結果は次の通りとなった。

賛成：207票

（法人177（59法人）、個人30（30個人））

反対：なし

会長に委任：103票

（87（29法人）、個人16（16個人））

棄権：1票

（個人1）

会長は審議案件に賛成しているため、審議結果は次の通りとなった。

$310/311 = 0.997 \Rightarrow 99.7\%$ で規約にある「議決は、JABLAS会審議総会出席者票数の過半数をもって行う」を満足。

以上から今回の書面審議議案は「**可決**」いたしました。

従って、2020年度よりJABLAS会に代わり新たな制度「RMAセミナー会員制度」を立ち上げさせていただき運びとなりました。

「RMAセミナー会員制度」は、JABLAS会会員の特典の充実を図り、一方、JABLAS会会員に要求されていた義務や責任の多くを削除いたしました。今回の変更により、会員の皆様にはRMAのサービスがこれまで以上に活用していただきやすくなる環境の構築をめざしております。

新制度は次年度（2020年度）4月から開始いたしますが、2020年2月末頃に発送予定の次年度JABLAS会年会費のご連絡は、「RMAセミナー会員会費のご連絡」として連絡させていただきます。ご理解ご了解のほど宜しくお願いいたします。

RMAは今後も会員皆様の期待にお応えできるサービスの向上に努めてまいります。皆様におかれましては、一層のRMAご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

新制度「RMAセミナー会員制度」に関しては、次頁をご覧ください。

1. セミナー会員制度の目的

より広範囲な分野・関係者の皆様にRMAが提供するサービスを広く活用していただける環境を構築することを目的としております。

2. セミナー会員の特典

- 1) RMAが主催する講演会、セミナー及び見学会等に会員価格でご参加いただけます。法人会員の場合、講演会、セミナーへの参加人数に制限はありません。
- 2) 認定取得及び維持のための支援並びに講師派遣セミナーを会員価格でご利用いただけます。
- 3) RMAが出版する書籍を会員価格でご購入いただけます。
- 4) RMAが発行するニューズレター等の情報誌を優先してお届けいたします。
- 5) 試験所等の活動に関連した課題解決のための相談を会員価格でご利用いただけます。
- 6) 特定課題に関する会員間での情報交換の会に会員価格で参加ご利用いただけます。
- 7) 上記に加え、RMA事務局が企画運営するイベントに会員価格でご参加いただけます。

3. セミナー会員資格

RMAの活動に賛同していただける法人及び個人（認定審査員を含む）であればどなたでも会員として登録していただけます。

4. セミナー会員区分

次の会員区分を設定しています。

- 1) 法人会員
- 2) 個人会員
- 3) 認定審査員会員

5. セミナー会員の年会費

入会金は設定していません。

年会費の計算期間は4月1日から翌年の3月31日とし、各会員の年会費（消費税は別途）は次の通りです。

- 1) 法人会員50,000円
- 2) 個人会員10,000円
- 3) 認定審査員会員5,000円

註1：法人会員の場合、法人内の全ての部署、事業所、営業所等が会員の資格を有します。

註2：入会月が10月、11月あるいは12月となる場合、当該年度の年会費は半額となります。

註3：入会月が1月、2月あるいは3月となる場合、当該年度の年会費は、当該年度及び次年度の年会費に充当いたします。

註4：退会に伴う会費の返金は行いません。

6. 新規 入会方法

RMAのホームページ www.rma.tokyo の「RMA セミナー会員制度」に記載されている必要項目をご記入のうえRMAへ送付願います。

入会は、年会費の入金をもって完了いたします。

7. セミナー会員制度の開始時期

本セミナー会員制度は、2020年4月より開始いたします。

この移行に伴い、2020年度からの年会費請求連絡は、RMAセミナー会員年会費として送付させていただきます。

8. お問い合わせ先

一般社団法人RMA

〒141-0031

東京都品川区西五反田 1-11-1

アイオス五反田駅前 502号

TEL: 03 6417 3400 FAX : 03 6417 3401

email: jimukyoku@rma.tokyo

事務局だより

■ 2020 年度の公開セミナー

2020 年度の公開セミナーの予定は 1 月中旬に RMA ウェブサイトのトップページ (<http://rma.tokyo/>) に掲載する予定です。もうしばらくお待ちください。

■ 2020 年度見学会のご協力をお願いいたします

来年度の「RMA 見学会」をお引き受けくださる会員様を募集いたします。

詳しくは、事務局よりメールで後日ご案内させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

見学会やセミナーのお申込みは開催日の約 3 か月前からです。
お早めどうぞ！



編集後記

新年あけましておめでとうございます。

本年も RMA 職員一同ご満足頂けるサービスを心がける所存でございます。皆様のご健勝と益々のご発展を心よりお祈り致します。

令和に元号が変わり、初めてのお正月。皆様はいかがお過ごしでしょうか。年号が変わっても年末年始の過ごし方は変わらず、「今年こそはもっと早く大掃除をし、年賀状を書こう」と元日に誓うのですが…。

今年も皆様に興味をもっていただける JABLAS NEWS をお届けできるように努めます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

事務局 中澤 由美子

RMA に許可なく使用・転載・コピーを禁じます。会員様の組織内ではご自由にご閲覧下さい。

発行／一般社団法人 RMA 東京都品川区西五反田 1 丁目 11-1 アイオス五反田駅前 502 号

電話 03-6417-3400 Fax 03-6417-3401 メール jimukyoku@rma.tokyo <http://rma.tokyo>